

長建協発第113号
平成27年6月9日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

第30回男女雇用機会均等月間の実施に対する協力依頼について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、昭和61年から男女雇用機会均等法が公布された6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深めているところであります。

第30回にあたる本年は、社会的な問題となっている妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止について、『職場のマタハラでつらい思い、していませんか?～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい!～』をテーマに、別添要綱により活動を展開することとされております。

つきましては、本月間が有意義なものとなりますよう、全建を通じ同省雇用均等・児童家庭局長より別添のとおり協力依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。